

# 超大規模建築物における 「都市景観アドバイス会議」の実施について

明石市都市景観条例に基づく大規模建築物の届出制度に規定される「超大規模建築物」における協議の一環として、平成25年4月から「都市景観アドバイス会議」を実施します。

## 1 目的

本市の景観形成に与える影響が大きい超大規模建築物に関して、事業の計画段階で、事業者が市との事前協議を行うにあたり、都市景観アドバイス会議を実施することで、専門家による意見を踏まえた周辺地域と調和し地域特性に応じた景観形成の誘導を行います。

これにより、都市景観の洗練、向上を図ることで、都市景観における「明石らしさ」の醸成を目指します。

## 2 概要

### ○ 超大規模建築物に対する事前協議

- ① 対象：都市景観条例に基づく大規模建築物の届出制度に規定される「超大規模建築物」の建築行為  
※工作物や広告は対象ではありません。
- ② 協議相手：民間事業者と国、県、市事業課
- ③ 協議時期：計画段階において、協議結果の反映が可能な時期
- ④ 協議方法：事業者から協議申請書等の提出を受け、都市景観アドバイス会議（下記3参照）における専門的助言を受け、市長が専門的助言・指導をします。（都市景観アドバイス会議は超大規模建築物の協議の一環として実施します。）
- ⑤ 協議項目：規模、配置、意匠（壁面、設備、ベランダなど）、材料、色彩、外構計画（植栽、垣、柵など）
- ⑥ 協議結果：できるだけ建築物等のデザインに反映させてください。

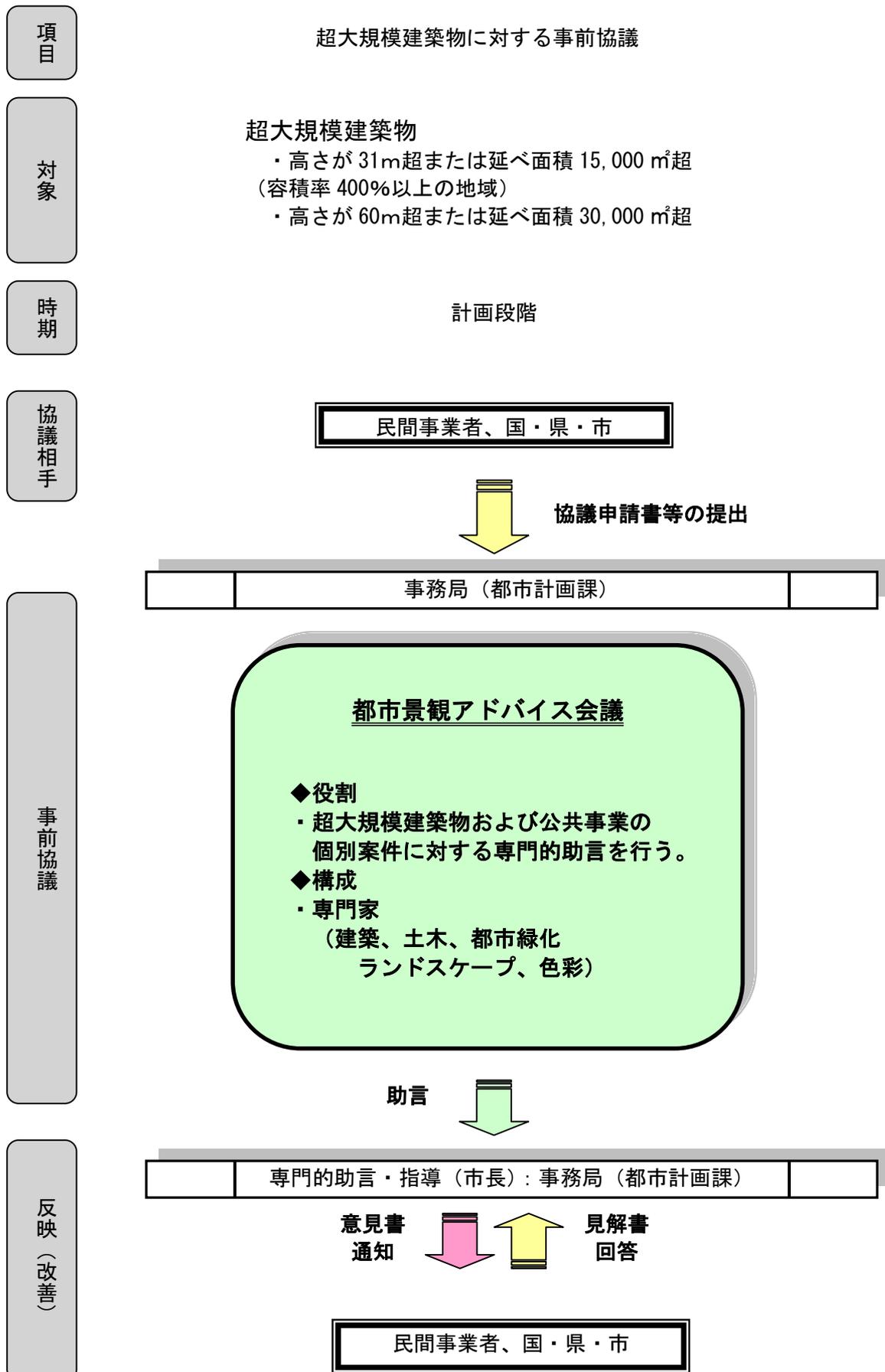
## 3 実施体制

「都市景観アドバイス会議」は、「明石市都市景観アドバイス会議設置要綱」に基づき設置され、建築、土木、都市緑化等の専門家で構成されています。

## 4 導入スケジュール

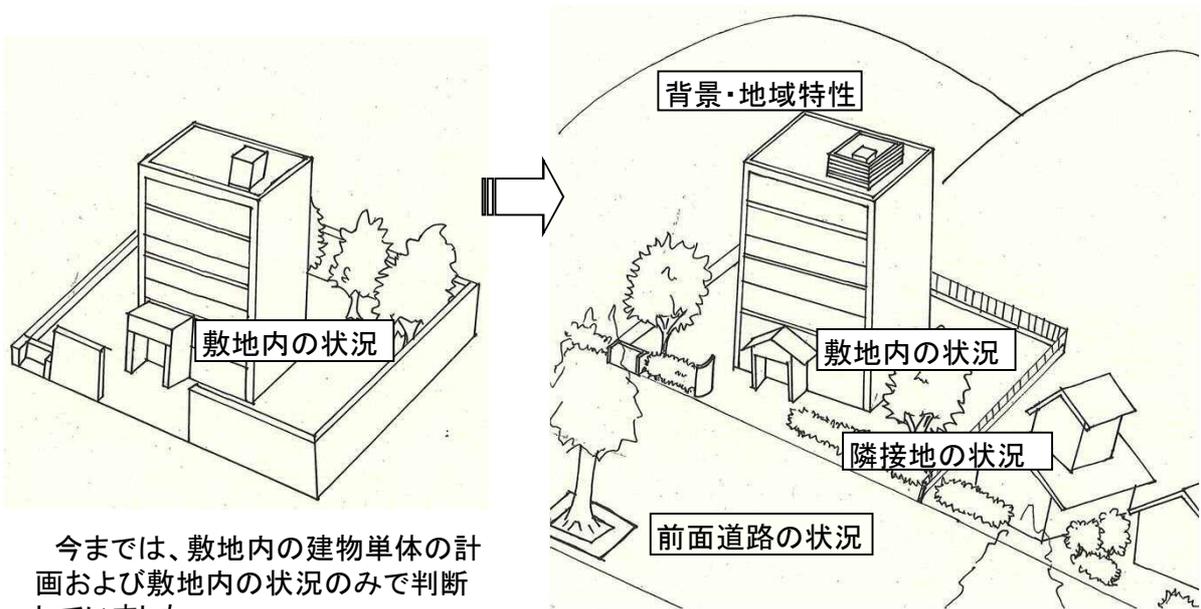
平成25年4月1日以降に都市景観条例及び施行規則に基づく協議を申請された超大規模建築物に対し、都市景観アドバイス会議を実施します。

## 5 フロー図



## 都市景観アドバイ会議の意義(イメージ図)

### 1. 超大規模建築物



今までは、敷地内の建物単体の計画および敷地内の状況のみで判断していました。

○都市景観アドバイ会議では、上記のような周辺の土地利用の状況や地域特性などを考慮して、以下の事項の助言をいただくこととなります。

- ・建築物等の規模、配置
- ・建築物等の意匠、材料、色彩
- ・外構計画 など